

生産性向上特別措置法に係る課税標準の特例について (地方税法附則第15条第41項・第62条)

本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備について、一定の要件を満たす場合、固定資産税（家屋・償却資産）の課税標準の特例を受けることができます。

* [「先端設備等導入計画」の認定申請について（産業労働課 HP へリンク）](#)

1 課税標準の特例の概要

平成30年度から令和2年度までの間に「先端設備等導入計画」を策定し、本市の認定を受けた中小企業者のうち、一定の要件に該当する場合は、認定後に「先端設備等導入計画」に基づき取得をした一定の設備に係る固定資産税（家屋・償却資産）が3年間ゼロになります。

2 特例措置の適用要件について

(1) 特例措置の対象となる方

- ア 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - イ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ウ 常時使用する従業員数は1,000人以下の個人
- ※ 次の法人は、たとえ資本金もしくは出資金が1億円以下でも対象とはなりません。
- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

【注意】「先端設備等導入計画」の認定を受けられる「中小企業者」とは、規模要件が異なりますのでご注意ください。

(2) 対象設備要件

下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすものになります。

- ア 生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの
- イ 生産、販売活動等に直接使用する設備であること
- ウ 中古資産でないこと

【対象設備】

設備の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械及び装置	160 万円以上	10 年以内
工具 (測定工具・検査工具)	30 万円以上	5 年以内
器具及び備品	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備 (*1)	60 万円以上	14 年以内
構築物	120 万円以上	14 年以内
事業用家屋	取得価額の合計が 300 万円以上の先端設備とともに導入されたもの	

*1 償却資産として課税されるものに限りません。

(3) 取得時期

平成30年6月6日から令和3年3月31日までの間に、本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得をした上記の設備が対象になります。
※構築物及び事業用家屋は、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に認定を受け取得した資産が対象です。

3 提出書類について

(1) 提出書類

- ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- イ 課税標準の特例に関する届出書兼明細書
- ※ 事業用家屋に関する提出書類は、詳細が決まり次第お知らせします。

(2) 提出不要書類

下記の「先端設備等導入計画」の認定申請時に提出している書類等は、誓約書によって産業労働課から資産税課へ情報提供することとなりますので、**資産税課に改めて提出することは不要となります。**

- ア 工業会証明書（写）
- イ 先端設備等導入計画に係る認定申請書及び先端設備等導入計画
- ウ 先端設備等に係る誓約書
- エ 認定書（写）
（リース契約の場合）
- オ リース契約見積書（写）
- カ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写）

(3) 提出時期

固定資産税（償却資産）のご申告の際に、併せてご提出ください。

以 上